

令和８年度出張型ワークショップ運営業務 企画提案募集要領

この要領は、「令和８年度出張型ワークショップ運営業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第１ 募集事項

１ 案件名

令和８年度出張型ワークショップ運営業務

２ 事業目的

高校生が地域で働く社会人との対話を通し、勤労観・職業観の醸成、社会的・職業的自立及び地元定着の促進等の契機とするとともに、地域の未来を担う人材育成を支援するもの。

３ 業務内容

令和８年度出張型ワークショップ運営業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

４ 契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

５ 事業費（委託上限額）

１，１７２，６００円（税込）

第２ 募集方法

令和８年８月３日（月）から令和８年８月２８日（金）（企画提案参加申込書提出期限）まで、宮城県大河原地方振興事務所のホームページ上で公募する。

第３ 応募資格

１ 企画提案者は、次に掲げる資格要件を全て満たした者とする。

- （１）宮城県内に活動拠点（本社又は主たる事務所等）を有している者であること。
- （２）企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定（一般競争入札参加者資格）に該当しない者であること。
- （４）本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和６年４月１日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （５）以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。

イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている

者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

ハ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（6）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（7）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。

（8）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

（9）委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第4 スケジュール

企画提案の募集開始	令和8年 8月 3日（月）
質問受付	令和8年 8月 3日（月）から 令和8年 8月12日（水）午後5時
質問への回答	令和8年 8月17日（月）
企画提案への参加申込書提出期限	令和8年 8月28日（金）午後5時
企画提案書の提出期限	令和8年 9月 4日（金）午後5時
企画提案書の書面の審査（5者を超える場合に限る）	令和8年 9月 7日（月）予定
書面審査の結果発表（5者を超える場合に限る）	令和8年 9月 7日（月）予定
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和8年 9月 9日（水）予定
審査結果の通知	令和8年 9月 中旬 予定
見積合わせ、契約の締結	令和8年 9月 中旬 予定

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年8月12日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法

イ 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

oksinkb@pref.miyagi.lg.jp(宮城県大河原地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年8月17日(月)までに宮城県大河原地方振興事務所地方振興部ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しない場合もある。この場合も、その旨をホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月28日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。持参の場合は平日(祝祭日除く。)の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は最終日必着。

(3) 提出先

宮城県大河原地方振興事務所 地方振興部商工・振興第一班

〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1(宮城県大河原合同庁舎2階)

(4) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第3号) 1部

3 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月4日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。持参の場合は平日(祝祭日除く。)の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は最終日必着。

(3) 提出先

宮城県大河原地方振興事務所 地方振興部商工・振興第一班

〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1(宮城県大河原合同庁舎2階)

電子メールアドレス: oksinkb@pref.miyagi.lg.jp

(4) 提出書類

イ 企画提案書 7部及び電子データ一式

(イ) A 4 片面印刷かつページ番号を付すること。

(ロ) 表紙を付け、表紙には応募事業者の名称を記載すること。

ロ 概算見積書 7 部

(イ) 本業務の実施に要する費用とその内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした概算見積書（様式任意）を作成すること。

なお、本業務に係る費用の総額は、第 1 の 5 に定める委託上限額を超えないこと。

(ロ) 概算見積書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額を事業経費見積書に記載すること。

(5) 企画事項

企画提案書は、仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、おおむね下記の事項について記載するほか、本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

イ 取組の基本方針等

基本理念、現状把握、課題分析、必要性、期待される効果等

ロ 取組の実施計画

取組の具体的な内容及び取組に対する成果指標、特に高校生と社会人との対話について

ハ 取組の効果向上のための創意・工夫、評価・検証

ニ 実施体制及び工程等

実施体制、連携・協力体制、人員配置、スケジュール及び過去の経験・実績等

ホ その他キャリア教育活動の推進につながる独自提案

(6) 提出された資料の取扱等

イ 本業務への応募に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

ロ 提出する企画提案書は 1 者につき 1 点とする。

ハ 提出された企画提案書は、返却しない。

ニ 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

ホ 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。

ヘ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

ト 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第 6 業務委託候補者の決定

1 評価・選定の体制

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の1位票を最も多く獲得した提案者1者を業務委託候補者とする。ただし、評価の結果、1位票を最も多く獲得した企画提案者が複数いる場合は、それらの提案のうち、各委員の合計点が最も高い企画提案者を最優秀とする。

なお、提案者が5者を超えた場合は、評価基準に基づく企画提案書の審査を実施し、上位5者のみでプレゼンテーション審査を行うものとする。

2 書類審査

(1) 実施日

令和8年9月7日（月）予定

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、評価基準（別表1）に基づいて審査し、提案者の中から上位5者を選定する。

(3) 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

3 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和8年9月9日（水）を予定。詳細は、対象者に別途通知する。

(2) 実施場所

宮城県大河原合同庁舎内を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

(3) 審査の実施方法

イ 応募のあった企画提案書のプレゼンテーションについて、評価基準（別表1）に基づいて審査する。

ロ プレゼンテーションへの出席者は1事業者につき3名以内とする。

ハ 1事業者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が後日指定する時間割により個別に行うものとする。

ニ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則認めない。

ホ プロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

4 審査結果の通知及び公表

審査終了後、書面にて、全ての企画提案者に結果を通知するほか、本県公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、審査・選定結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

5 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企

画提案者を募集する。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- (2) 本募集要領等の規定に従っていない場合
- (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画書の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 委託契約の締結

1 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令167条の2第1項2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約を締結出来ない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
- (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- (3) 委託金の支払い条件
委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解

決すること。

- (2) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への人材育成の観点から有益とされる場合は、県と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持義務及び契約内容の特記事項を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (3) 県は企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (4) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上決定する。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議するものとする。

(別表1) 評価基準

審査項目		審査の観点	配点
1 全般			【20】
	本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。		20
2 企画・構成			【60】
① 3部構成を前提としたプログラム構成のバランス	・「事前学習（事前説明）」「本番学習」「事後学習（フィードバック）」の3部構成を基本とし、円滑な進行管理が期待できる企画運営となっているか。		10
② 本番学習につながる事前学習（事前説明）の企画運営	・生徒及び社会人が本事業の趣旨を理解して本番学習に挑めるよう、事前学習（事前説明）の内容が工夫されているか。		15
③ 事業の趣旨に合致した本番学習の実施	・生徒及び社会人にとって効果的な地域特性を踏まえたキャリア教育プログラムの内容となっているか。		20
④ 効果的な事後学習（フィードバック）の企画運営	・生徒及び社会人が事後学習（フィードバック）にて本事業を通して得られたものを振り返えられるような工夫がされているか。		15
3 業務遂行能力関係			【20】
①業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか、業務実績及び十分なノウハウはあるか。		15
②積算内訳	・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。		5
合 計			【100】